

木造住宅の 耐震診断費補助金

令和7年7月より
補助対象拡充

最大10万円

自宅の耐震性を確認したい方、耐震改修工事を実施されたい方のために「一般診断法」による木造住宅の耐震診断費用の一部を補助しています。

拡充

対象住宅の 主な条件

- 平成12年5月31日以前の建築基準のもの
 - 市内にある在来工法・2階建て以下の木造住宅
- ※居住者のいない**空き家も申請可能**です！（H12：2000年）

補助制度等
案内ページ



申請者の 主な条件

- 当該住宅を「所有している個人」又は「その親族」の方
 - 市税等を滞納していない方
- ※耐震診断の実施前に申請する必要があります。

木造住宅の耐震化に関する補助制度

いずれも事前の申請が必要

ご覧のチラシは「耐震診断」の案内です！

耐震診断（現地調査による耐震性の判定）

⇒最大10万円を補助

耐震改修の補助を受けるには、耐震診断の結果「**倒壊の可能性あり**」と判定される必要があります。

耐震改修計画書作成

（改修箇所の検討・設計）

⇒計画作成費の1/2

最大5万円を補助



耐震改修工事等

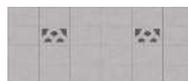
（工事・現場立会）

⇒工事費等の1/2

最大93万円を補助

ブロック塀等 撤去

地震時のブロック塀等の倒壊被害を予防するため、撤去費を補助します。
対 象：道路に面する60cm以上の高さのブロック塀等
補助金額：最大20万円（通学路等は最大30万円）



問い合わせ

海老名市 住宅まちづくり課 ☎046-235-9392
〒243-0492 海老名市勝瀬175-1

R7.7作成

